

# (仮称) 新・琵琶湖文化館基本計画

## (骨子案・前半)

---

### 第1章 計画策定の経緯と背景

1. 事業の背景と新たな整備の必要性 ..... 2
2. 文化財をめぐる社会情勢の変化 ..... 4
  - (1) 国による文化財の保存・活用の推進と滋賀県の取組 ..... 4
  - (2) 滋賀県での文化財をめぐる社会情勢 ..... 5
  - (3) 文化財をめぐる環境 ..... 5

### 第2章 (仮称) 新・琵琶湖文化館の役割と目指す姿

1. 基本理念 ..... 8
2. 施設像 ..... 9

### 第3章 (仮称) 新・琵琶湖文化館における活動

1. 活動の3つの視点 ..... 10
2. 各事業の基本的な考え方 ..... 11
  - (1) 収集・保管 ..... 11
  - (2) 展示 ..... 12
  - (3) 調査・研究 ..... 13
  - (4) 情報発信・交流 ..... 13
  - (5) 地域の文化財の保存・活用支援 ..... 14

---

※以下は、令和2年度中の成果として、今後検討予定

### 第4章 施設整備計画

### 第5章 展示計画

### 第6章 運営計画

### 第7章 事業推進計画

---

# 第1章 計画策定の経緯と背景

---

## 1. 事業の背景と新たな整備の必要性

### ○文化財を守り継承する施設としての機能の不足

- ・滋賀県立琵琶湖文化館（以下、「琵琶湖文化館」と表記）は、昭和36年（1961年）3月の開館以来、様々な変遷を経ながらも、仏教美術を中心とした滋賀県の文化財の保護、展示公開において大きな役割を果たしてきた。開館してから47年後の平成20年（2008年）4月、財政状況や施設の老朽化、耐震対策等の課題を受け休館した。
- ・休館後も仏教美術を中心とした文化財の収蔵施設として活動を継続しているものの、建物や設備の老朽化が著しい状況にある。
- ・近年の異常気象による自然災害や伝統的な生活文化の希薄化、文化財盗難事件の増加等が社会的な課題となる中、文化財保管施設の必要性は増大している。近年、寄託品は増えているが、収蔵庫がほぼ満杯となっており、継続的な受け入れは困難である。
- ・県内各地で継承されている地域の文化財を、今後も地域で守り継承するため、市町教育委員会や文化財所有者、地域の博物館等への専門的な助言、文化財を緊急に保管する機能の重要性が高まっている。しかしながら、普及啓発や調査、人材育成等の機能を縮小したことにより、文化財の素晴らしさを知る機会や価値ある文化財の調査の機会は減少し、文化財保護への意識の低下が懸念される。

### ○長期にわたる休館による資料の展示公開機会の不足

- ・琵琶湖文化館では、国宝2件（17点）、重要文化財52件（90点）を含む全国有数の貴重な収蔵品を誇る。しかしながら、休館後、琵琶湖文化館の機能を近代美術館に継承した「新生美術館」の見直し等を経て、既に10年以上が経過した。その期間中、県内外において所蔵・寄託資料の展示公開機会はあったものの、資料の活用や県民への鑑賞機会の提供は十分とは言えない状況にある。

### ○新たな施設整備の必要性

- ・現状の課題を克服し、本県が誇る文化財の保存・活用を積極的に展開するため、新たな施設（以下、「(仮称)新・琵琶湖文化館」と表記）の整備が不可欠であり、早急な整備事業の着手、できる限り早い博物館としての事業再開が求められる。

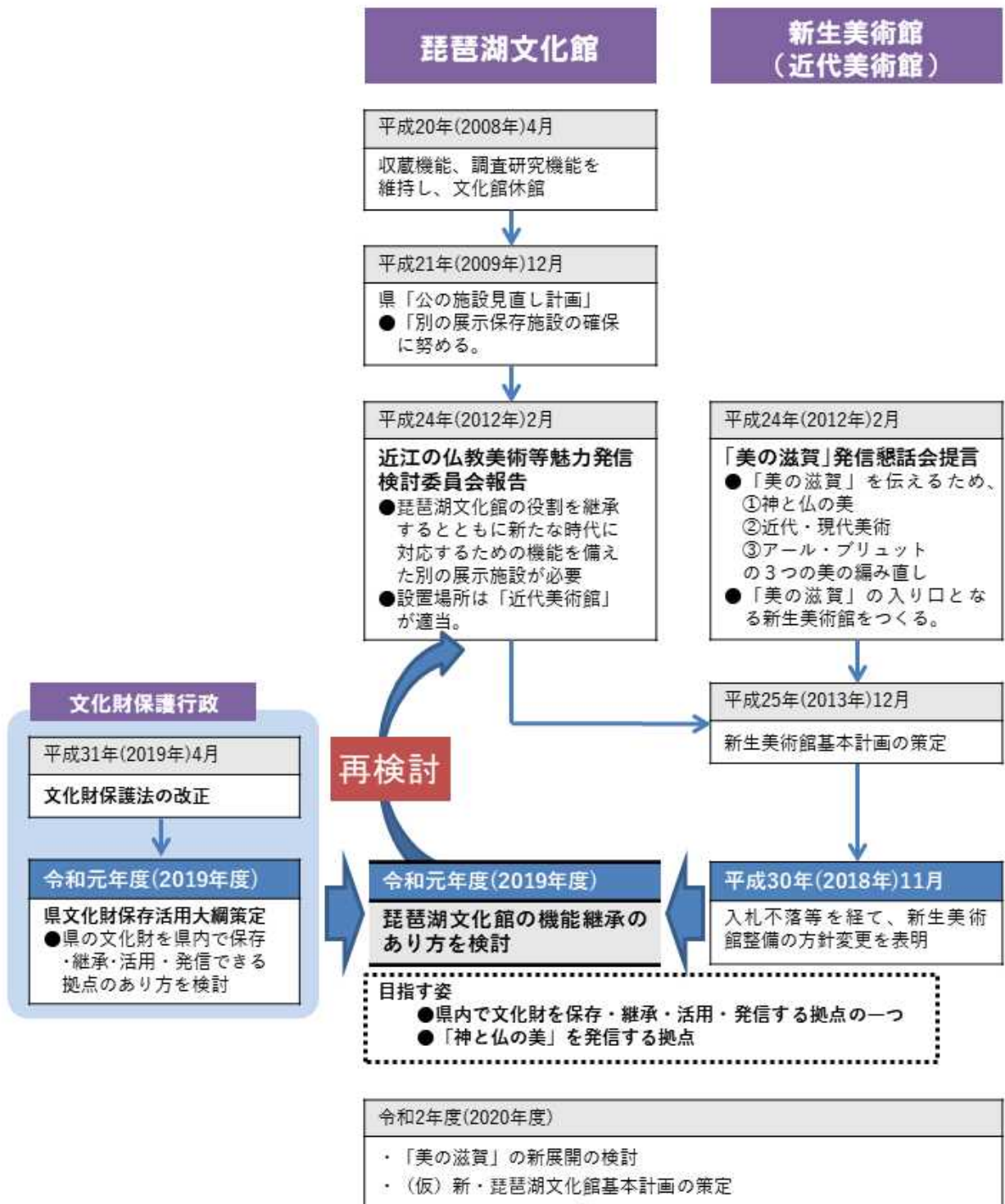
### ○(仮称)新・琵琶湖文化館の整備に向けた取組

- ・2019年（平成31年）度、琵琶湖文化館機能継承検討懇話会を設置し、琵琶湖文化館の機能継承のあり方について再検討を行い、2020年（令和2年）3月、「琵琶湖文化館機能継承方針」をとりまとめた。新たな施設は、琵琶湖文化館の役割

と活動を引き継ぎ、「滋賀県文化財保存・活用大綱」で定める「文化財を保存・継承・活用・発信」する拠点の一つとして位置づけられた。

- ・本計画は、(仮称)新・琵琶湖文化館の基本計画として、「琵琶湖文化館機能継承方針」にもとづき、琵琶湖文化館の活動を継承・拡大するとともに、新たな時代に対応した施設として展開する活動、備えるべき機能等明確にし、速やかな開館を実現するための検討を行うものである。

■琵琶湖文化館を巡るこれまでの経過



## 2. 文化財をめぐる社会情勢の変化

### (1) 国による文化財の保存・活用の推進と滋賀県の取組

#### 文化財保護法の改正（平成 31 年 4 月施行）

○主旨：文化財の滅失や散逸等を防止し、文化財（未指定を含める）をまちづくりに活かしつつ、地域社会総掛かりでその継承に取り組んでいくため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

→ [全国の取組状況]

- ・ほとんどの都道府県において「文化財保存活用大綱」を策定済ないし策定中
- ・16 市町村の「文化財保存活用地域計画」を国が認定（令和 2 年 7 月 31 日現在）

→ [滋賀県における取組状況]

- ・「滋賀県文化財保存活用大綱」を策定（令和 2 年 3 月）

- ・草津市、甲賀市の「文化財保存活用地域計画」を国が認定（令和 2 年 7 月）

※これまで滋賀県内では、5 箇所（草津市、東近江市、多賀町、大津市、長浜市）で「歴史文化基本構想」を策定済。「文化財保存活用地域計画」は、「歴史文化基本構想」を実効的に発展させ、法律に位置付けたものである。

#### 文化観光推進法の成立（令和 2 年 5 月施行）

○主旨：文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要であり、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを契機に、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進する。

[文化観光] 文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とする  
観光

[文化観光拠点施設] 以下を満たし、地域における文化観光の推進の拠点となるもの

- ①文化資源の保存及び活用を行う施設（文化資源保存活用施設：博物館・美術館・社寺・城郭等）のうち、
- ②観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう解説・紹介をするとともに、
- ③文化観光の推進に関する事業を行う者（文化観光推進事業者：観光地域づくり法人 DMO・観光協会・旅行会社等）と連携するもの

→ [全国の取組状況]

- ・10 計画に対し、国が認定（令和 2 年 8 月現在）

「拠点計画」（文化資源保存活用施設と文化観光推進事業の共同）：4 計画

「地域計画」（市町村又は都道府県単独あるいは協議会を組織）：6 計画

## (2) 滋賀県での文化財をめぐる社会情勢

### 人口減少・過疎化の進行

- 滋賀県の人口は 2013 年ごろをピークに減少局面。
  - ・ 2015 年：約 141.3 万人 →2030 年：約 137.2 万人(▲2.9%)
  - 2045 年：約 126.3 万(▲10.6%)
- 人口減少、高齢化、過疎化は、コミュニティの弱体化、無住寺院、兼務寺院の増加等につながり、文化財を地域で守ることが困難となるおそれが高まっている。
- 「人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀 総合戦略」（令和 2 年 3 月策定）  
[3つの基本施策]
  - 1 みんなで応援する結婚・出産・子育てと人生 100 年時代の健康滋賀の実現
  - 2 次代に向かう産業の活性化と多様で魅力ある働く場の創出
  - 3 様々な人々が集い、琵琶湖と共生する魅力的な滋賀づくりと次世代への継承

### 日本遺産への選定

- 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」に認定。
  - [本県の認定案件（文化財関連）]
  - 平成 27 年 4 月：「琵琶湖とその水辺景観、祈りと暮らしの水遺産」
  - 令和元年 5 月：「1300 年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～」
  - ※本県には西国三十三所札所が 6 カ寺ある。

## (3) 文化財をめぐる環境

### 文化財の継承をめぐる状況

- 全国の国指定文化財（美術工芸品）10,524 件中 145 件の所在が不明（令和元年 3 月状況）。所在不明の理由のうち「盗難」は 28 件あり、社寺所有のものが多(23 件)。
- 人口減少・過疎化、自然災害リスク、盗難リスク等から、文化財の寄贈・寄託の要請は増加が見込まれる。
- 平成 30 年度の税制改正により、特定の美術品にかかる相続税の納税猶予制度が創設され、文化財保護法の改正に伴い平成 31 年 4 月より適用された。個人所有の指定文化財が相続をきっかけとする散逸や流出を防ぐため、美術館等への寄託を促進する。

## 海外からの注目の高まりとニューノーマル時代への対応

### ○平成 31 年までの訪日外国人観光客の状況

- ・平成 31 年の訪日外客数は 3,188 万人で、10 年前の平成 22 年の 861 万人と比較して、3.7 倍と大幅に増加。平成 30 年の滋賀県の観光入込客数は、はじめて 60 万人を超え、平成 22 年の 4.2 倍に増加。
- ・旅行情報は、個人のブログや SNS から得ている旅行者が多く、FIT（海外個人旅行）が増加する中、ますます SNS 等の影響力は大きくなると推測される。
- ・旅行目的では、日本の食に対する期待が特に高い。また、美術館・博物館等、日本の歴史・伝統文化体験、日本の日常生活体験等への期待も比較的多く見られる。

### ○新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴う影響

- ・新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴い、令和 2 年の訪日外客数は大幅に減少した。インバウンドが大幅に減少する中、政府は、「新しい生活様式」に基づく旅のあり方の普及を推進している。
- ・地域の祭や年中行事の多くが中止を余儀なくされるなど、地域コミュニティにとって危機的な状況になりかねないような中、地域の絆を表象する存在として文化財の役割は高まっている。
- ・海外や遠隔地への旅行が制限される中、地元の魅力を再発見し、地域とのつながりを深めるマイクロツーリズムへの期待が高まっており、地域の文化財への興味・関心を高める契機として期待されている。
- ・政府の非常事態宣言を受け、多くの博物館や美術館は休館を余儀なくされた。宣言解除にあたり、公益財団法人日本博物館協会では「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を策定したほか、政府も「イベント開催等に係る基本的な感染防止策」を発表。こうしたガイドラインに沿った対応に加え、各施設において独自の対応を講じて感染症防止の取組を行いながら、開館を継続している施設が多い。

## 文化財の新たな活用による可能性の拡大

### ○先端技術による文化財の保存・活用の活性化

- ・文化財の保存と公開の循環の仕組みを支える技術として、テクノロジーの活用への期待が高まっており、デジタル化や高精細複製、VR 等の技術による新たな文化財の活用に向けた取組が進められている。

### ○ジャパンサーチの公開

- ・博物館や研究機関、図書館等と連携して文化に関わる様々なコンテンツに関わるデータを一元的に集約した国の分野横断型統合ポータルとなる「ジャパンサーチ」

は、令和2年8月に正式版としてリリースされた。世界に向け、国内の文化に関わる多様なコンテンツの所在を明らかにするとともに、国内のデジタル情報資源が効率的に発見され、国全体として有効に活用されていくことが期待されている。

## 第2章 (仮称) 新・琵琶湖文化館の役割と目指す姿

### 1. 基本理念

(仮称) 新・琵琶湖文化館の基本理念 (キャッチフレーズ)

#### 近江の文化財で “つなぐ” “ひらく” 未来の滋賀

##### 悠久の時間の中で育み受け継がれてきた近江の文化財

- ・ 滋賀の文化財は、長い歴史の中で育まれた**地域文化を体現する存在**であり、**県内各地のアイデンティティを確保し地域のきずなを維持**していくためのより所となるものです。文化財継承の取組は、コミュニティの活性化や地域の持続的な維持・発展に寄与します。
- ・ 国内有数の文化財保有県である滋賀において、こうした**文化財を確実に継承しながら積極的に活用**することは、**個性あふれる地域づくり**を実現するとともに、地域振興、観光振興等を通じた**地方創生や地域経済の活性化**にも貢献します。

##### つなぐ 人と地域

近江の文化財は、地域や社寺が守り伝えてきた「地域の宝」です。

文化財を通して滋賀の風土を紐解くことで人々が地域への理解や関心を高め、集い支えあう懸け橋とします。

##### つなぐ 歴史と未来

近江の文化財には、生み出された時代の事柄や先人たちの心をも今に伝える歴史の機微が潜んでいます。

近江の文化財が持つ価値を、物語を通して将来、未来へと継承します。

##### つなぐ 滋賀と世界

滋賀は古くから都や大陸とをつなぐ要衝の地であり、多様性、国際性を表す縁よすがが文化財にも息づいています。

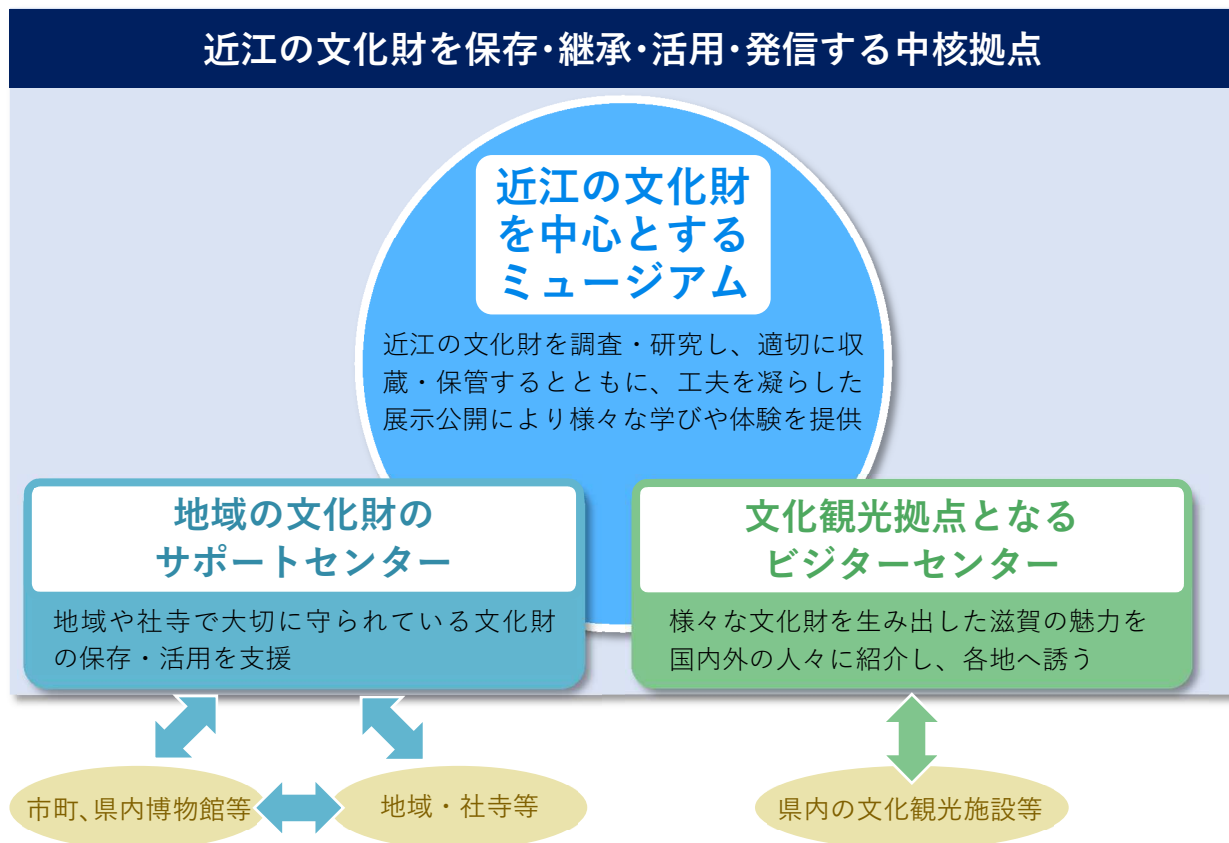
近江の文化財の国際的な価値や魅力を広く世界に向けて発信します。

「心豊かで持続可能な滋賀」をひらく博物館



## 2. 施設像

(仮称)新・琵琶湖文化館は、以下の3つの性格(機能)を併せ持った施設として位置づけます。



### 近江の文化財を中心とするミュージアム

近江の文化財を調査・研究し、適切に収蔵・保管し、工夫を凝らした展示公開により、県民や国内外からの来訪者に向け近江の文化財を紹介します。さらに、多様なニーズを持った県民それぞれが求める学びや体験の機会を提供します。

### 地域の文化財のサポートセンター

地域や社寺の文化財の守り手、市町、県内博物館等と連携し、それぞれの地域において大切に守られている文化財を保存・継承するとともに、地域の未来に向け、その価値や魅力を活かして活用するための支援を行います。

### 文化観光拠点となるビクターセンター

様々な文化財を生み出した滋賀の魅力を、時代に呼応した手法で広く国内外へ発信します。また、広域に文化財が点在する滋賀全体を1つの博物館にみたく、そのインフォメーションセンターとしての役割を担い、来館者を県内各地へ誘導します。

---

## 第3章 (仮称) 新・琵琶湖文化館における活動

---

### 1. 活動の3つの視点

(仮称) 新・琵琶湖文化館の活動を考える上で、求められる役割や文化財をめぐる社会情勢を踏まえ、以下の3つの視点を重視した取組を展開します。

#### 視点1 県内歴史文化系博物館 の核となる役割

琵琶湖文化館が果たしてきた、仏教美術を中心とした滋賀県の文化財の保護、展示公開の中核としての機能継承・発展に加え、県内の歴史文化系博物館等の活動活性化に向けた支援も担います。

#### 視点2 誰もが利用しやすい 工夫

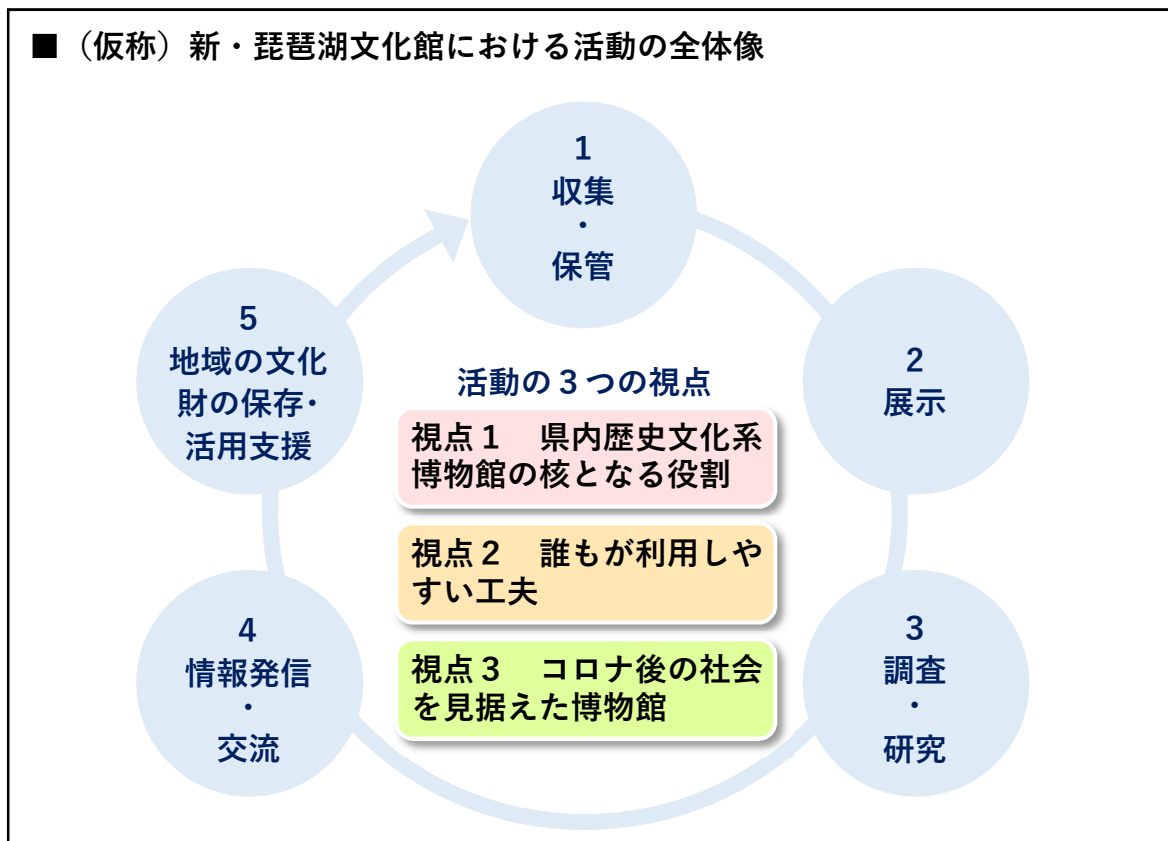
(仮称) 新・琵琶湖文化館では、これまで以上に県民や観光客にとって身近で親しみやすい施設とすることが求められます。障害の有無や言語の違い等に関わらず、誰もが楽しめ、人々の交流につながる取組を展開します。

#### 視点3 コロナ後の社会を 見据えた博物館

豊かな歴史文化を持つ滋賀ならではの博物館として、コロナ後の社会に対応し、地域の独自性や絆を表す存在として文化財の価値を高め、より多くの人々とのつながりを結ぶため、最新のデジタル技術等を導入し、文化財の新たな可能性を追求するとともに、博物館の多様な利用を実現します。

## 2. 各事業の基本的な考え方

(仮称)新・琵琶湖文化館では、活動の3つの視点を基盤に据え、以下の5つの活動を展開します。



### (1) 収集・保管

近江の文化財を収集するとともに、危機にある地域の文化財のセーフティネットとしての役割を果たし、未来へと確実に継承します。

■特徴的な活動例 [視点1 県内歴史文化系博物館の中心的役割] × [収集・保管]

自然災害時等の文化財の緊急保護、県内博物館への支援

- ・文化財の緊急保護のためのタイムラインやマニュアルに基づき、県内博物館や自治体等と連携した緊急保護を行う。

#### ①主な取組

- ・仏教美術・神道美術をはじめとする近江の文化財を、寄贈・寄託を中心に収集する。
- ・国宝、重要文化財を含む琵琶湖文化館の貴重な収蔵品を未来へ継承するため、それぞれの材質にあわせた収蔵環境の下で適切に管理する。

- ・地域で保管している文化財の自然災害時における緊急保護、地域での保管が困難になった文化財の受入等に対応する。
- ・外部資金等も活用し、収蔵品の保存・修復作業を推進する。

## ②必要な諸室・設備（例）

- ・諸室：収蔵庫（資料特性に合わせて複数整備）、収蔵庫前室、緊急保管庫、トラックヤード、搬入荷解室、点検室、燻蒸室、相談室
- ・設備等：文化財 I P M への対応、温湿度管理のための空調設備、ガス消火設備等

## （２）展示

近江の文化財の魅力や価値を、県民をはじめ国内外の幅広い人々に正しく伝えることで地域の誇りを醸成し、文化財の保存・継承に対する意識を高め、文化財の保存と活用の持続可能な好循環を創出します。

<p>■特徴的な活動例 [視点1 県内歴史文化系博物館の中心的役割] × [展示]</p> <p>県内人文系博物館と連携した展示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内歴史文化系博物館と連携し、統一したテーマや共同企画による地域連携企画展を開催する。</li> </ul>
<p>■特徴的な活動例 [視点2 誰もが利用しやすい工夫] × [展示]</p> <p>多様な鑑賞方法や展示解説の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚的な鑑賞だけでなく、資料をさわってかたちを確認したり、素材の手触りを体感できる展示、視覚障害者向けの作品解説等、多様な鑑賞方法を導入する。</li> </ul>
<p>■特徴的な活動例 [視点3 コロナ後の社会を見据えた博物館] × [展示]</p> <p>インターネットやVR等を活用したオンライン展示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットやVR技術等を活用し、世界中どこからでも展示室や文化財を鑑賞できるコンテンツを配信する。</li> </ul>

## ①主な取組

- ・国宝、重要文化財等の実物資料を中心とする質の高い展示、文化財を育んできた文化や風土等を紹介する展示を行う
- ・子ども、障害者、外国人、学校団体、研究者等、幅広い利用者に対応した鑑賞機会の提供や展示解説の工夫を行う。
- ・県内の社寺や地域、県内博物館・美術館等と連携した展示を行う。
- ・国内外に向け、インターネットを活用して文化財を鑑賞できるオンライン展示を行う。

## ②必要な諸室・設備（例）

- ・ 諸 室：展示室（国宝・重要文化財の展示、子ども向け展示、導入展示等）、展示準備室、一時保管庫
- ・ 設備等：公開承認施設に対応した資料搬入動線、高精細映像・V R・デジタルコンテンツ、他言語・障害者に対応した展示解説ツール、オンライン展示コンテンツ等

## （3）調査・研究

近江の文化財を調査・研究し、その魅力や価値を明らかにし、成果を地域社会に広く還元します。

■特徴的な活動例 [視点3 コロナ後の社会を見据えた博物館] × [調査・研究]

オンラインで利用できる充実したデータベース

- ・ 収蔵品の画像や詳細情報のデータベースや、幅広い近江の文化財に関する調査研究成果等をオンラインで利用できる環境を整備する。

## ①主な取組

- ・ 収蔵品に関する調査・研究を行う。
- ・ 調査・研究の成果をもとに収蔵品データベースを構築し、収蔵品管理の効率化や公開情報の拡充を図る。
- ・ 外部研究者との共同研究、外部資金の導入により、より幅広いテーマの研究を推進する。
- ・ 県内博物館等の学芸員の研修、博物館実習の受け入れ等により、人材育成支援を行う。

## ②必要な諸室・設備（例）

- ・ 諸 室：研究室、資料室、スタジオ、多目的室（修復作業室）
- ・ 設備等：収蔵品データベース等

## （4）情報発信・交流

近江の文化財やそれらを生み出した滋賀の情報を収集・発信し、県内各地へ誘うとともに、交流を活性化します。

■特徴的な活動例 [視点1 県内人文系博物館の中心的役割] × [情報発信・交流]

文化観光の拠点として、県内博物館、社寺、文化財を生み出した地域への誘い

- ・ 近江の文化財情報コーナーにおいて、県内の文化財に関する魅力や最新情報を発信するとともに、県内各地を巡るうえで必要となる交通や観光等の情報も併せて提供する。

### ①主な取組

- ・ 収蔵品データベースの公開・活用により、情報発信を行う。
- ・ 多様な来館者に対して、近江の文化財の学習・体験機会を提供する。
- ・ 学校や地域への出前講座等、積極的なアウトリーチ活動を展開する。
- ・ 県民や来訪者が気軽に訪れ、交流できる場を提供する。
- ・ 県内の社寺や文化財保有地域等の情報を収集・発信し、現地へと誘う。
- ・ 多様な活動におけるボランティアの活用、交流

### ②必要な諸室・設備（例）

- ・ 諸 室：近江の文化財情報コーナー、ライブラリー、研修室、講堂、キッズルーム、ボランティアルーム、ショップ・カフェ、屋外ひろば等
- ・ 設備等：収蔵品データベースの公開（館内、Web サイト）、アウトリーチのための教材開発等

## （５）地域の文化財の保存・活用支援

市町等と連携して、地域で大切にされてきた近江の文化財の保存・活用を支援する等、県文化財保護行政の一翼を担います。

#### ■特徴的な活動例

[視点 2 誰もが利用しやすい工夫] × [地域の文化財の保存・活用支援]

地域の文化財を守っている人等の相談対応、活動支援

- ・ 文化財の保存環境の整備や日常管理の方法等、地域の文化財を守るための技術支援を行う。
- ・ 地域の文化財を活かすための活動に対する支援、近江の文化財情報コーナーや Web サイトにおける文化財の魅力を伝える情報発信等を行う。

### ①主な取組

- ・ 地域の文化財の日常管理、保存修理の技術指導や相談等に対応する。
- ・ 地域に点在する文化財等についての調査・研究、研究成果の地域への還元を行う。
- ・ 県内博物館における、地域の文化財を保存・活用する取組に対する支援や連携を行う。

### ②必要な諸室・設備（例）

- ・ 諸 室：相談室、研修室
- ・ 設備等：文化財の管理や修理に関わる研修プログラム等

※以下は、令和2年度中の成果として、今後検討予定

---

## 第4章 施設整備計画

---

1. 施設整備の基本方針
2. 立地
3. 機能配置・諸室の概要等

---

## 第5章 展示計画

---

1. 展示概要

---

## 第6章 運営計画

---

1. 組織体制
2. 協働・連携の仕組み

---

## 第7章 事業推進計画

---

1. 整備・運営手法

※整備・運営方式、事業計画、来館予測等を含む

2. 事業推進スケジュール

## 巻末資料

### ■琵琶湖文化館の現状



#### (1) 施設概要

○延床面積	4,793 m <sup>2</sup>		
・展示室床面積計	908 m <sup>2</sup>	本館 3 階展示室	256 m <sup>2</sup>
		本館 4 階展示室	196 m <sup>2</sup>
		連絡館 2 階展示室	215 m <sup>2</sup>
		別館 2 階展示室	241 m <sup>2</sup>
・ギャラリー	540 m <sup>2</sup>		
・収蔵庫床面積	561 m <sup>2</sup>	(収蔵庫前室を含む)	

#### (2) 活動内容

- 人員体制
  - ・休館前（平成 19 年度時点）： 11 名  
館長、次長、専門員、係長、学芸員 2、嘱託職員 5
- 主な活動
  - ・収蔵品の保管、管理
  - ・他館への収蔵品の貸出し
  - ・写真等の貸出し
  - ・収蔵品による他館での展覧会活動（今年度は 3 回）
  - ・寄託品の所有者への一時返却
  - ・講座、講演会（滋賀の文化財講座「打出のコヅチ」（年 6 回）等）
  - ・ホームページによる情報提供（ブログ更新、収蔵品紹介等）
  - ・『滋賀県立琵琶湖文化館 研究紀要』の発刊



### (3) 収蔵品

- 国宝・重要文化財を含む、豊富で質の高い収蔵品を多く有する全国有数の博物館。
- 琵琶湖文化館の収蔵点数の約7割は寄託品であり、県内の美術工芸分野の国宝・重要文化財の約10%、県指定文化財の約25%の寄託を受けている。

※数字は件数、( )内は点数(平成31年3月31日現在)

種別	絵画		彫刻		工芸		書跡典籍		歴史資料	
館蔵品	230	(286)	10	(10)	187	(339)	429	(667)	24	(1,071)
受託品	350	(479)	85	(123)	172	(1,663)	192	(5,844)	5	(23)
合計	580	(765)	95	(133)	359	(2,002)	621	(6,511)	29	(1,094)
うち国宝	1	(15)			1	(2)				
うち重文	14	(20)	24	(38)	9	(17)	4	(14)		
うち県指定	19	(20)	6	(7)	16	(1,146)	19	(2,198)	2	(104)
うち重要美					1	(1)	2	(2)		
うち市町指定	13	(28)	8	(11)	18	(23)	2	(9)		

種別	民俗資料		考古資料		複製資料		民族資料		合計	
館蔵品	3	(3)	114	(698)	9	(22)	15	(20)	1,021	(3,116)
受託品	1	(2)	19	(104)					824	(8,238)
合計	4	(5)	133	(802)	9	(22)	15	(20)	1,845	(11,354)
うち国宝									2	(17)
うち重文									51	(89)
うち県指定									62	(3,475)
うち重要美									3	(3)
うち市町指定									41	(71)